

令和6年度 観光広報活動業務
概要仕様書

令和6年5月

沖縄市 経済文化部 観光スポーツ振興課

1 概要

本仕様書は、「令和6年度 観光広報活動業務」の業務内容及び要件等を定めるものであり、事業者は本仕様書に従って業務を執行する。

2 業務の目的

本市の第2次観光振興基本計画及び観光統計調査を踏まえ、様々なメディア、SNS活用等により、本市の観光情報を効果的に発信することで、「沖縄市」の知名度の向上と国内外からの観光誘客の拡大を図ることを目的とする。

3 委託期間

着手の日から令和7年2月28日まで

4 業務範囲

本業務は、次に掲げる業務を範囲とする

- (1) 観光ガイドブックの情報更新及び保管管理、配布
- (2) 本市の魅力のプロモーション・誘客活動
- (3) マスメディア・WEB・SNS等広告
- (4) 効果検証
- (5) 業務実施報告

5 業務内容

- (1) 観光ガイドブックの情報更新及び保管管理、配布

令和5年度に本市が作成した観光ガイドブックについて、最新の情報に修正するとともに、以下のア～エを踏まえたものとし、外国語（英語、中国語（簡体、繁体）、韓国語）に翻訳すること。

ア 地域やジャンルの偏りには配慮すること。

イ 観光ガイドブックであることを踏まえ、市の特色がわかる内容にすること。

ウ ガイドブックのタイトルを提案すること。

エ 観光客等の回遊促進に繋がる構成にすること。

また、同ガイドブックを保管管理し、県内外において配布すること。

※観光ガイドブックの印刷は本業務とは別途発注とする。

- (2) 本市の魅力のプロモーション・誘客活動

発信力のある著名人を起用し、本市内の観光地や商店街等を中心に周遊促進、宿泊促進につながるようなプロモーション・誘客を実施すること。

※著名人の選定については、観光誘客、宿泊促進に繋げるため、県外への発信力のある著名人を提案すること。

- (3) マスメディア・WEB・SNS等広告

本市の第2次観光振興基本計画及び観光統計調査業務の調査結果やマーケティング分析等を踏まえ、本市の観光情報を効果的に発信することができるマスメディアやWEBサイト、SNS、プレスリリース配信サイト等を活用した広告を出稿すること。

(4) 効果検証

(1) の業務に関する地域の反響、各施設への影響等に関する聞き取り調査を行う。また、(1)～(3)の業務に対し、各メディア露出状況及び広告接触者数等から、算出根拠に基づく経済波及効果を算出し、本業務の効果検証を行うこと。

(5) 業務実施報告

業務実施報告書を作成し、業務完成時に提出すること。

6. その他

(1) 業務成果の帰属等

① 取得財産について

本業務で取得した全ての財産は、本市へ帰属するものとする。

② 著作権の帰属

本件業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、本市へ帰属するものとする。

③ 著作権の処理

本件業務の実施による成果物は、著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

(2) 本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託事業者は、当該項目について疑義があるときは本市と協議することができる。